

死亡野鳥等調査に関する連絡先

死亡野鳥等調査について不明な点がございましたら、以下の連絡先へ御連絡ください。

なお、以下に記載の基準以外の死亡野鳥や交通事故等による死亡野鳥は回収・検査しておりませんので、一般焼却物としての廃棄となります。

< 関係機関連絡先 >

山城広域振興局農林商工部森づくり推進室	tel. 0774-21-3087 fax. 0774-22-8865
南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室	tel. 0771-22-0426 fax. 0771-21-0118
中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室	tel. 0773-62-2593 fax. 0773-62-2859
丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室	tel. 0772-62-4317 fax. 0772-62-4333
京都林務事務所林務課	tel. 075-451-5724 fax. 075-451-5745
京都府農林水産部森林保全課	tel. 075-414-5022 fax. 075-414-5010
近畿地方環境事務所野生生物課	tel. 06-4792-0706 fax. 06-4790-2800

< 検査を実施する死亡野鳥の基準：対応レベル3 >

- ① 感染リスクの極めて高い次の野鳥（リスク種1）18種は死亡野鳥1羽から対応
シジュウカラガン、マガン、ヒシクイ、コブハクチョウ、オオハクチョウ、コハクチョウ、オシドリ、キンクロハジロ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、クマタカ、チュウヒ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、その他重度の神経症状が観察された水鳥類
- ② 感染リスクの高い次の野鳥（リスク種2）17種は死亡野鳥1羽から対応
カイツブリ、ハジロカイツブリ、カンムリカイツブリ、マガモ、オナガガモ、ホシハジロ、スズガモ、タンチョウ、ナベヅル、マナヅル、バン、オオバン、ユリカモメ、ワシミミズク、コノハズク、フクロウ、トモエガモ
- ③ カラス、スズメ、ハト等、その他の野鳥
同一場所で10羽以上もしくは3日間以内に計5羽以上の死亡から対応